

日本の健診（検診）制度の概要

令和7年12月17日

参考資料
4

全体像

- 医療保険者や事業主は、高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法等の個別法に基づく健康診査（健康診断）を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、特定健診の対象とならない者の健康診査を実施。
- 市町村は、健康増進法に基づき、一定年齢の住民を対象としてがん検診などの各種検診を実施。（医療保険者や事業主は任意に実施）

妊娠
小学校
就学後
前1年
（乳
幼児
児童
等）

母子保健法

【対象者】1歳6か月児、3歳児

【実施主体】市町村 <義務>

※その他の乳幼児及び妊娠婦に対しては、市町村が、必要に応じ、健康診査を実施又は健康診査を受けることを勧奨

児童生徒等

学校保健安全法

【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時の健康診断については小学校入学前の者

【実施主体】学校（幼稚園から大学まで） <義務>

39歳

被保険者・被扶養者

医療保険各法

（健康保険法、国民健康保険法等）

【対象者】被保険者・被扶養者

【実施主体】保険者 <努力義務>

40歳
74歳

高齢者医療確保法

【対象者】加入者

【実施主体】保険者 <義務>

75歳

高齢者医療確保法

【対象者】被保険者

【実施主体】後期高齢者医療広域連合
<努力義務>

うち労働者

労働安全衛生法

【対象者】常時使用する労働者 ※労働者にも受診義務あり

【実施主体】事業者 <義務>

※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施

※労働安全衛生法に基づく事業者健診を受けるべき者については、事業者健診の受診を優先する。事業者健診の項目は、特定健診の項目を含んでおり、労働安全衛生法に基づく事業者健診の結果を、特定健診の結果として利用可能。

その他

健康増進法

【対象者】住民
(生活保護受給者等を含む)

【実施主体】市町村 <努力義務>

【種類】

- ・歯周疾患検診
- ・骨粗鬆症検診
- ・肝炎ウイルス検診
- ・がん検診
(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)
- ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者に対する健康診査・保健指導

※上記以外に、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診について、保険者や事業主が任意で実施や助成を行っている。